

## 憲 法

・解答上の注意

1. 問題文は1枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は記入しないでください。
3. 第1問、第2問とも解答してください。第1問と第2問の配点比率は、1：1です。
4. 解答用紙は、第1問用と、第2問用とが異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題文と下書き用紙は、持ち帰ってください。

## 第1問

あなたは弁護士として、妻と死別し2人の子供をひとりで養育しているAから、児童扶養手当の受給をめぐり相談を受けた。Aの相談内容は、現行法では「父子家庭」には児童扶養手当が支給されないが、これは不合理であり、何とか法的に争えないかというものであった。Aは、「法律の規定をみたが、母子家庭だったら私にも当然受給資格はある。子供をかかえ残業もできず、よい仕事が見つからなくて本当に困っている。」と述べている。

現在の児童扶養手当法は、「父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的」(1条)とし、下記の第4条のように手当の支給要件を定めている。

あなたはAのためにどのような憲法上の主張を行うことができるか、あり得る反論を想定しつつ論じなさい(なお本問では、Aの権利救済のためにどのような形態の訴訟を提起すべきかという点については、論じる必要はない)。

### 記

第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。

- 一 父母が婚姻を解消した児童
- 二 父が死亡した児童
- 三 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- 四 父の生死が明らかでない児童
- 五 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

## 第2問

衆議院が、最高裁判所裁判官の国民審査の便宜を図るため、ならびに内閣の任命が適正であったかどうかを判断するために、最高裁判所裁判官が重要判決にどのような態度をとったかを調査し、その裁判官の職務についての評価を公表することの憲法上の問題点を論じなさい。また、最高裁判所長官の指名に先立ち、参議院が指名候補予定者を招致して公聴会を開催することの憲法上の問題点を論じなさい。